本棚

明田　作　著

『農業協同組合法』

農業協同組合法(以下農協法と略)は組織法と業法が一体となった特別の法律である。組織法としては民法，商法，会社法等と関連し，業法としては銀行業法，保険業法等と関連している。なので，こんな間口の広い法律の解説書を書こうとする専門家はまず出てこないであろう。

農協法はまた，日本の協同組合法制がそうであるように，業種別の個別法であって，いわば法律を規整する方も，法律で規整される方も，一つの閉じられた系の中にいる。なので，その閉じられた複雑系に飛び込んで解説書を書こうとする専門家もまず出てこないであろう。

しかし，今般，そうした広範で複雑な農協法をものにした専門書が世に現れた。それが本書である。

著者の用意した文献リストによれば，協同組合法の専門書としては1981年の大塚喜一郎『判例協同組法』以来，また農協法の専門書としては，それ自体稀有であるが，1974年の本橋悌吉『農業協同組合法』以来である。

もちろん，解説書としてみた場合，JA教科書等など類書がまったくないわけではない。そうした解説書と比較すると，条文を所与として解説する教科書に対して，本書は，条文が来たりし所以や，そのもつ法律的意味など，背景や関連をじっくり説明している点に大きな特徴がある。注をふんだんに使い，自説のさりげない紹介も含めて，問題の掘り下げが徹底している。

なので，JAグループの役職員はもとより，研究者，さらには行政担当者も，本書を座右の書とすることをお勧めしたい。

農協法を勉強して感じることであるが，問題意識なく平板に読んでわかったと納得することはほとんどない。自分なりに何か関心があって，その関心に沿って関連する条文を読み込むうちに，そうだったのかと納得することの方がはるかに多い。

本書は，ていねいに読めば読むほど，農協ならびに農協法の諸問題を漏れなく取り込み，それに法律的な解説を加えていることがわかる。

たとえば，評者が読み取ったところをいえば，協同組合の自由・自主(ないし自助・自治)と行政庁関与の矛盾，行政庁の監督強化の背景，農協の公共的・公益的性格の由来，協同組合・農協に対する独禁法適用除外の範囲，信用事業分離にかかる子会社化と事業譲渡，農協監査制度の由来，出資金は資本か負債かの問題，准組合員と員外制度の二重性の問題など多々ある。

なかでも制度としての農協のルーツをさぐるという意味で，産業組合法の立案に遡って言及している点は高く評価できる。

評者の理解では，いまや「協同組合制度と農協法」は農協研究のフロンティアを形成している。制度間競争が激しくなるという見地からであるが，本書はその場合の基本的な研究視座を提供している。

――経済法令研究会　2010年２月

4,500円(税別) 634頁――

(三重大学大学院生物資源学研究科

教授　石田正昭・いしだまさあき**)**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。